

報告第 10 号

令和 5 年度伊賀市病院事業会計予算事故繰越しについて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

令和 5 年度伊賀市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	病院施設整備事業	円 139,908,500	円 25,953,600	円 35,200,000	円 0	円 35,200,000	円 0	円 78,754,900	円 0	本館地下機械室各種ポンプ更新工事 制御盤の納期が当初 1 年程度の予定であったが、部品不足により大幅に遅れることになった。現時点において、令和 6 年 5 月納入予定となっているため。